

長久手市福祉有償運送運営協議会設置要綱

(目的)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市における福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営を確保するために必要な事項を協議するため、長久手市福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(主宰)

第 2 条 運営協議会は、長久手市が主宰する。

(協議事項)

第 3 条 運営協議会は、次に掲げる事項に関して協議を行うものとする。

- (1) 法第 79 条の規定に基づき、福祉有償運送に係る自家用有償旅客運送の登録（法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 運営協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し必要と認められる事項

(組織)

第 4 条 運営協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 福祉有償運送の利用者団体
- (5) 地域福祉関係者及びボランティア関係者
- (6) 福祉有償運送を実施している団体
- (7) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局の職員
- (8) 市職員

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長等の職務)

第 5 条 運営協議会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

- 2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会は、次の各号に掲げる事由が生じた場合において、必要の都度会長がこれを招集する。

- (1) 福祉有償運送に係る法第79条の規定に基づく登録の申請が予定されているとき。
- (2) 重大事故等福祉有償運送実施上の問題が発生したとき。
- (3) 福祉有償運送の適正実施のために必要と認めるとき。

2 運営協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 運営協議会の会議の長は、会長をもって充てる。

4 会議の議事は、出席委員の合議により決し、協議が調わないときは、主宰者及び主宰者があらかじめ指名した委員の協議により決するところによる。

5 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

6 運営協議会の会議は、公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。

7 会長は、相当と認めるときは、委員及び事務局が映像と音声の送受信により相手の状態を認識しながら通話をすることができる方法によって、会議を開催し、審議及び採決を行うことができる。

8 委員及び事務局が前項の方法による場合には、第2項の出席とみなす。

(除斥)

第7条 第4条第1項第6号に規定する団体の委員は、当該委員が所属する団体に関する議事に参与することができない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営その他必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

- 1 この要綱は、平成 2 4 年 1 2 月 1 9 日から施行する。
- 2 平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの会議の庶務は、第 8 条の規定にかかわらず、市長直轄において処理する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 2 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。